

石川県公報

平成 25 年 12 月 24 日 (火曜日)

号 外

(第 87 号)

目 次

規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (危機対策課)	1

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十九年石川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村長は、当該市町村」を「市町長は、当該市町」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同項第二号中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同項第六号中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同項第十号中「よつて」を「よつて」に、「およぼしている」を「及ぼしている」に改める。

第五条中「第九条第一項」を「第三条第一項」に、「災害救助法による救助の程度、方法及び実費弁償の基準（平成十二年厚生省告示第百四十四号）」を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）」に、「厚生省告示」を「内閣府告示」に改め、同条ただし書中「よつては」を「よつては」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第三項中「あつては」を「あつては」に改める。

第八条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第九条第二項中「あつた」を「あつた」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第十条第四項中「これを」を削る。

第十一条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二号中「市町村長」を「市町長」に改める。

第十二条中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に、「厚生省告示」を「内閣府告示」に改める。

第十四条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項」に改める。

第十五条第二項中「したが」を「従い」に改め、同条第三項中「第二十五条」を「第八条」に、「これがため」を「そのために」に、「第二十九条」を「第十二条」に改める。

第十六条第一項中「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第一号の一中「第26条」を「第9条」に、「あつては」を「あつては」に改める。

様式第一号の二から様式第一号の四までの規定中「第26条」を「第9条」に「石川県知事 ㊦」を「石川県知事 ㊧」に改める。

様式第二号中「第26条」を「第9条」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改め、「これを」を削り、「あつては」を「あつては」に改める。

様式第三号中「第26条」を「第9条」に、「しなくなつた」を「しなくなつた」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改め、「これを」を削り、「あつては」を「あつては」に改める。

様式第五号中「第26条」を「第9条」に、「よつて」を「よつて」に改める。

様式第六号中「あつては」を「あつては」に改める。

様式第七号中「第24条」を「第7条」に、「あつては」を「あつては」に改め、同様式裏面の「市町村長」を「市町長」に改め、同様式裏面4中「できない者」を「できないもの」に、「市町村長」を「市町長」に、「市町村」を「市町」に改め、同様式裏面5中「第45条」を「第31条」に、「6カ月」を「6月」に、「又は5万円」を「又は30万円」に改める。

様式第八号中「第24条」を「第7条」に、「なくなつた」を「なくなつた」に、「同法施行規則」を「災害救助法施行規則」に改め、「これを」を「あつては」に改める。

様式第九号中「又は」を「、又は」に、「あつた」を「あつた」に改める。

様式第十号中「よつて」を「よつて」に改める。

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号 (第14条関係)

(表)

災害救助法第10条の規定による立入検査証票

第 号

所属名
職 名
氏 名

年 月 日交付

石川県知事

印

(裏)

注意事項

- 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この証票は、 年 月 日まで有効とする。
- 3 この証票は、有効期限が経過し、又は不要になったときは、速やかに返還しなければならない。

災害救助法 (抜粋)

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

様式第十一号中「かかり又は」を「かかり、又は」に、「あつた」を「あつた」に、「第29条」を「第12条」に改める。

様式第十二号及び様式第十四号中「第25条」を「第8条」に改める。

様式第十五号中「市町村長」を「市町長」と、「市町村支出総額」を「市町支出総額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

